

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第四条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準について

平成20年2月  
国土交通省  
住宅局市街地建築課

改正概要

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第四条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造部分について、平成十八年国土交通省告示第百八十四号附則第三項の規定に基づき、同告示別添第一ただし書の規定により国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなされる方法（※）により、地震によって倒壊するおそれがあると判断されることとする。

※ 財団法人日本建築防災協会による「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算方法を除く。）  
及び社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」

施行期日

公布の日（4月中旬を予定）から施行する。